

## 研究報告

### 紛争解決と権力・地域—南北朝・室町時代を中心に—

国際教養学部国際教養学部 永井英治

研究の当初の目算では、打渡状に注目することを考えていた。係争地が勝訴者に交付される場合、室町幕府から守護—守護代—守護使のルートを経る場合と、両使に直接、沙汰付が命じられる場合がある。これらの沙汰付命令文書は手続き文書であるのに対して、打渡状は係争地を打ち渡す旨を勝訴者充てに記した証拠文書とみることができる。しかし、再度、再々度の沙汰付すなわち打渡が要求される場合の証拠文書の多くは、沙汰付命令文書という手続き文書であり、打渡状が証拠文書となることは少ない。ここに中央の権力による裁許と現地での執行との乖離がみられるのであるが、両者の関係を問題とする主題に適切であるか逡巡した。

そのような折に上島有『新しい中世古文書学 アーカイブズとしての古文書』が発表された。同書の主題は中世文書のアーカイブズ学的研究とされていたが、そこに古文書学に基礎にかかわる指摘がなされていた。著者の指摘によれば、古文書の1次的な機能は「伝達」であり、「証拠」としての効力は2次的な機能とされた。これは前述のように何が証拠とされるかを重視する研究手法を採っていた私には見過ごせない問題であり、著者が重要な論拠としてアーカイブズ学の一学説であるライフサイクル論に全面的に依拠していることは、私がアーカイブズ学をもう一つの研究テーマとしていることから、批判的検討は避けられないと考えた。そこで急遽、「古文書の機能と半現用文書概念」の執筆に取り掛かることとした。本論考は『アルケイアー記録・情報・歴史—』第14号（2019年11月、南山アーカイブズ）に掲載された。

この論稿では、まず、敗訴人に係争地の放棄を求める文書が勝訴者の利益を認める文書として利用され、のちの裁判でも証拠文書として採用されていることを論じ、古文書の機能を「伝達」とし難いことを確認した。次に、著者のライフサイクル論理解が理念的なモデルに依拠しており、現実には「伝達」＝現用、「証拠」＝半現用と区分できないことを論じ、著者の立論のアーカイブズ学根拠が成立しないことを確認した。このようにして、古文書の証拠として機能を重視する私の研究手法の担保となる見解を確保した上で、具体木分析に進んだ。

分析の対象領域には中間地帯である中国地方及び四国の瀬戸内海沿岸地域を選んだ。この地域には、打渡＝沙汰付を実行する使節となる国人クラスの家が所蔵する文書が多いことが選択の主な理由となった。史料を収集していくなかで、国ごとの守護の置かれた状況が係争地の執行に強く影響していることがあらためて確認されたので、対象を一国に絞って最初の分析を行なうこととした。とくに、安芸国は室町初期まで守護の存在が影響力を持たないと先行研究にも指摘されており、地域の国人の活動が紛争解決にストレートに反映することが予想された。この安芸の状況を合力・与同の視点から分析したものが「南北朝・室町初期の安芸国」であり、この論稿は『南山経済研究』第34巻第3号（2020年3月、南山大学経済学会）に掲載された。

この論稿では、まず隣国に起こった山内一族一揆を取り上げ、一族の範囲内で合力・与同の関係が地域秩序の形成に寄与することを確認した。つぎに、関係資料が豊富な安芸国造果保と安芸国衙領を分析対象とし、訴訟による紛争解決はそれ自身に武力発動（の可能性）が組み込まれていたこと、第 3 者的な位置にある隣国の国人を使節に起用することは必ずしも有効でないことを指摘した。そして、安芸国の国人一揆は、日常的な合力・与同の関係の中から成立したものであることを論じ、国人一揆が地域秩序の形成に寄与することを指摘した。

その後は、対象領域を東に転じ、守護の領国支配が注目される土岐氏とその任国についての分析を始めている。ここでは、紛争解決に注目するだけでは安芸国と正反対の理解が得られるにとどまる可能性が高いので、方法論を検討している段階である。